令和8年度　【追加募集】
さいたま市職員採用試験　受験案内
大学卒業程度　精神保健福祉士
免許資格職　薬剤師
社会人経験者・技術職　（建築）

令和９年４月１日採用予定

さいたま市人事委員会

試験の特徴

① 第１次試験はＳＰＩ３（テストセンター方式）

・特別な公務員試験対策は不要！　“教養試験”や“専門試験”は行いません。

・受験会場・試験日が選択可能なテストセンター方式で実施します。

② 第２次試験（面接試験）は土・日曜日に実施します。

【日程概要】

※第1次試験合格発表日以降は予定です。

申　込　受　付　期　間	**令和８年１１月９日(月)午前９時から１２月４日(金)午後５時まで** ※さいたま市電子申請・届出サービス(オンライン市役所さいたま(オンたま))から申込みください。
第　１　次　試　験　日 【ＳＰＩ３(テストセンター方式)】	**令和８年１２月１１日(金)から１２月２５日(金)までのうち受験者が選択する日**
面　接　カ　ー　ド　提　出	**１２月２５日(金)**（消印有効／簡易書留）
第　１　次　合　格　発　表　日	**１月１２日(火)**（市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。）
第　２　次　試　験　日 【個別面接】	**１月２３日(土)又は１月２４日(日)のうち指定された日** （時間は市ホームページでお知らせします。）
最　終　合　格　発　表　日	**２月４日(木)**（合格者のみ郵送で通知します。）

1　試験区分、採用予定人員、職務概要及び採用予定日

試験区分		採用予定人員	職　務　概　要	採　用 予定日
大学卒業程度	精神保健福祉士	4人程度	保健衛生局や福祉局、子ども未来局等に配属され、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、指導・相談等の専門的業務に従事します。	令和9年 4月1日
免許資格職	薬剤師	2人程度	市立病院や保健所等に配属され、調剤、食品衛生検査、環境衛生監視等の専門的業務に従事します。	
社会人経験者 (技術職)	建築	5人程度	都市局や建設局等に配属され、建築工事の設計・監督、建築物に関する指導・審査、都市開発、都市計画等の業務に従事します。	

◆採用予定人員は、事業計画等により増減する場合があります。

2 受験資格

次の⑴から⑶までのすべての要件を満たす人

⑴ 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

⑵ 次のいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑(禁錮を含む。)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

オ 今回申し込む試験区分と、令和8年度職員採用試験(夏試験)において最終合格した試験区分の職種が重複する人

⑶ 次のそれぞれの試験区分の要件・資格に該当する人

試験区分		要件・資格
大学卒業程度	精神保健福祉士	平成4年4月2日以降に生まれた人で、精神保健福祉士の資格を有する人又は令和9年春までに取得見込みの人
免許資格職	薬剤師	平成4年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の資格を有する人又は令和9年春までに取得見込みの人
社会人経験者 (技術職)	建築	昭和40年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、民間企業等において建築工事の計画、設計、施工監理等に関する職務経験が直近10年(平成28年12月1日～令和8年11月30日)中に通算5年以上ある人 ◆民間企業等における職務経験には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、財団法人、社団法人、NPO法人、公務員等として**週当たり20時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間**が該当します。ただし、**休職(育児休業、介護休業等を含む。)等で会社を休んでいた期間は該当しません。** ◆週当たり20時間以上勤務していた期間とは、一つの事業所等に1週間の所定労働時間が20時間以上の勤務条件で勤務していた期間が該当します。 ◆職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限ります。 ◆申込日現在でさいたま市職員(任期の定めのない職員に限る。)である人は、受験できません。 ◆最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、直近10年中通算5年以上の職務経験期間の確認ができない場合は、採用されません。

3　試験方法・内容・日時・会場・合格発表

	試験方法・内容・日時	会場（予定）	合格発表日
第1次試験	試験方法：SPI3 【精神保健福祉士・薬剤師】（SPI3-U）、【建築】（SPI3-G） 試験内容：① SPI3（性格検査） ＜30分程度＞ （職務に対する適応性についての検査） ※第2次試験の参考とします。 ② SPI3（基礎能力検査） ＜35分程度＞ （職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての検査） 日　　時：12月11日（金）から12月25日（金）までのうち受験者が選択する日 ※SPI3の受験に関しては3頁の「◆SPI3受験に関する諸注意」を、面接カードの提出に関しては4頁の「◆面接カードの提出について」をご確認ください。	【性格検査】 自宅等 【基礎能力検査】 テストセンター ※リアル会場又はオンライン会場	1月12日（火）
第2次試験	試験方法：個別面接 （主として職務遂行能力、職員としての適格性等についての評定） 日　　時：1月23日（土）又は1月24日（日）のうち指定された日 ※時間は市ホームページでお知らせします。	さいたま市役所 本庁舎（市議会棟）	2月4日（木）

◆ 試験ごとに設定された一定の基準に達した者のうち、成績上位の者から合格者を決定します。

◆ 第2次試験の合格者は第2次試験の成績により決定します（第1次試験の成績は反映されません。）。

◆ 自然災害等の影響により、試験日時等を変更する場合があります。

◆ 合格発表について

ア　合格者の受験番号を、市ホームページで公開します。公開するホームページは次のとおりです。
さいたま市職員採用ホームページ（https://www.city.saitama.lg.jp/saiyou/index.html）　追加募集→合格発表

イ　最終合格者のみ文書でも通知をしますが、その他はホームページでの公表のみとなります（不合格者への通知等は行いません。）。

ウ　イの通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否はホームページにて確認してください。なお、電話や電子メール等による合否の問合せにはお答えできません。

◆ SPI3受験に関する諸注意

ア　12月10日（木）に、試験申込時に入力したメールアドレスにSPI3の受験依頼メールを送信しますので、各自で申込みの上、受験してください。

イ　登録するメールアドレスに携帯電話会社が提供するアドレスは使用しないでください。SPI3の受験手続きができない可能性があります。

ウ　事前に「apply.e-tumo.jp」及び「arorua.net」ドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。

エ　12月10日（木）に受験依頼メールが届かない場合は、必ず12月11日（金）午後5時までに人事委員会事務局（048-829-1778）までご連絡ください。

オ　アのメールを受信後、受験申込の手続き及びSPI3（性格検査）を受験してください（SPI3（基礎能力検査）より前に受験する必要があります。）。

カ　テストセンター（SPI3（基礎能力検査））の予約が混みあうことが予想されますので、十分に余裕を持って申込みを行ってください。また、前回結果を送信する場合は、令和8年12月25日（金）23 時 59 分までに全ての検査結果の送信を完了するようにしてください。いかなる場合も、期日を過ぎてからの受験はできません。受験期間内の受験ができない場合は、採用試験を辞退したものとして扱います。

キ　基礎能力検査をオンライン会場（自宅等）で受験される場合は、各自カメラ付きパソコン環境が必要になります。パソコンの利用環境や注意事項、受験の流れ等については、ホームページ「受験に関するご案内」で公表している申込みの手引きで必ず確認してください。
※ さいたま市職員採用ホームページ（https://www.city.saitama.lg.jp/saiyou/index.html）追加募集→受験に関するご案内

ク　本人以外の者が代理で回答する、回答中に他者から助言を受ける等の不正行為を固く禁じます。
万が一、不正行為と認められる行為が判明した場合、以後の試験を受験することはできません。最終合格発表後にこのような行為が判明した場合は、合格を取り消します。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

◆面接カードの提出について

ア　受験者全員に面接カードをご提出いただきます。

イ　面接カードはホームページ(※)からダウンロード・印刷し、記入のうえ、**郵送で提出**してください。
ダウンロードしたものは、**A4サイズ**でおもて面と裏面を**両面印刷**し、使用してください。
※ さいたま市職員採用ホームページ(https://www.city.saitama.lg.jp/saiyou/index.html)
追加募集→受験に関するご案内 からダウンロード・印刷してください。

ウ　提出期限及び提出先については、以下のとおりです。

提出期限	提出先
令和8年12月25日(金) ※消印有効／簡易書留	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市人事委員会事務局 ※封筒のおもてに、「面接カード在中」と朱書きしてください。

※期限までに提出が確認できない場合は、第1次試験を辞退したものとします。

4　試験結果の開示について

この試験の結果について、開示の請求をすることができます(受験者本人に限ります。)。

開示請求のできる人	開示内容	請求の方法	請求期間
第1次試験不合格者	第1次試験の順位及び得点	合格発表のホームページに掲載する請求方法に従い、オンライン市役所さいたま(オンたま)から申請してください。	それぞれの試験の合格発表日から14日間
第2次試験不合格者	第2次試験の順位及び得点		

◆一定の基準に達しない試験科目がある場合には、順位は付きません。

◆第1次試験の全ての試験を受験しない場合及び面接カードの提出がない場合は辞退したものとするため、開示の請求をすることができません。

◆電話、電子メール及び郵送等による請求は受け付けません。

5　試験科目別の配点

第１次試験	第２次試験
SPI3	面接試験
80	500

6　受験申込方法（インターネットのみ受付）

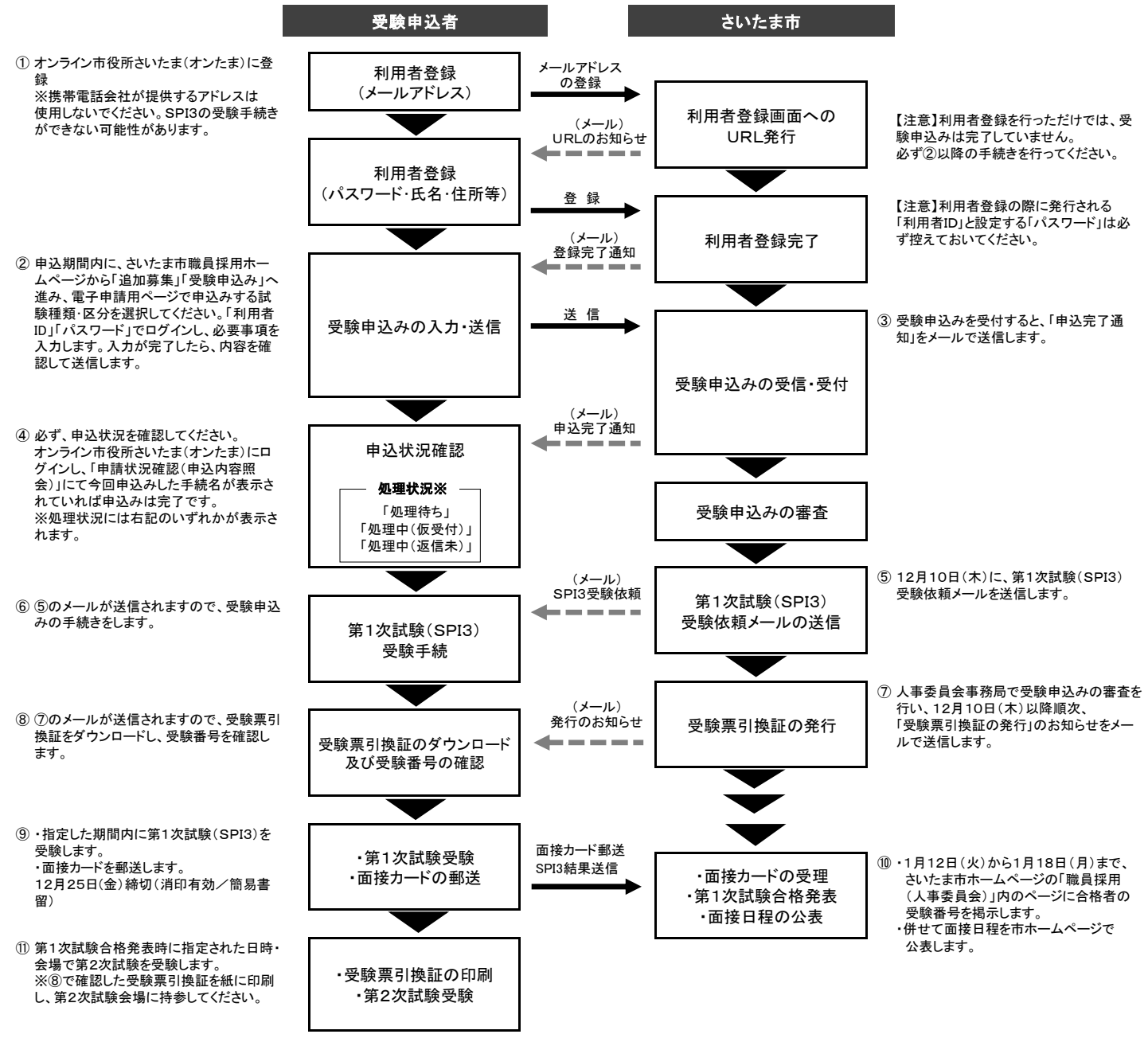
パソコン又はスマートフォンから申込みできます。
さいたま市職員採用ホームページ(https://www.city.saitama.lg.jp/saiyou/index.html) 追加募集→受験に関するご案内 と進み、受験資格や詳しい申込方法、動作環境等を必ず確認してから申込みください。

必要なもの	① **パソコン又はスマートフォン**（インターネットに接続が可能なもの。それぞれ推奨の使用環境があります。事前によく確認してください。） ② **受験者本人のメールアドレス**(携帯電話会社が提供するアドレスは使用しないでください。SPI3の受験手続きができない可能性があります。) ③ **A4サイズ用紙の印刷が可能なプリンタ**(お持ちでない場合は、コンビニエンスストア等のプリントサービス等をご利用ください。) ④ **受験者本人の顔写真**(申込前3か月以内の撮影で、縦横比4:3のJPEG形式、鮮明で背景が白色又は水色等薄い色のもの。)
申込期間	**令和8年11月9日(月)午前9時から令和8年12月4日(金)午後5時まで** ※申込期間中は24時間いつでも申込みできますが、システムのメンテナンス・停電等のため利用できない場合があります。 ※ご利用機種や環境等により、利用できない場合があります。

受験票の交付	第1次試験合格者のみに第2次試験当日に交付します。12月10日(木)より、オンライン市役所さいたま(オンたま)にログインし、申込内容照会画面から受験票引換証をダウンロードし、受験番号を確認してください。受験票引換証がダウンロードできない場合は、12月11日(金)午後5時までに人事委員会事務局(電話 048-829-1778)までご連絡ください。第1次試験合格者は、受験票引換証を印刷し、第2次試験会場に持参してください。担当試験官が受験票引換証を受験票(顔写真付)に引換えます。

- ◆ 受験申込みは、1つの試験区分に限ります。また、受験申込後の試験区分の変更はできません。また、今回の試験区分と、令和8年度さいたま市職員採用試験(夏試験)において最終合格した試験区分の職種が重複する方は申込みできません。
- ◆ オンライン市役所さいたま(オンたま)の利用者登録が必要になりますが、その際に発行される「利用者ID」と、設定する「パスワード」は絶対に忘れないようにしてください。オンライン市役所さいたま(オンたま)での手続きが進められなくなり、受験することが出来なくなります。IDとパスワードは当人事委員会でも確認することができません。
- ◆ インターネットによる申込みが完了すると、「申込完了通知」メールが送信されます。メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、オンライン市役所さいたま(オンたま)上で申請状況を確認してください。
- ◆ このほか、オンライン市役所さいたま(オンたま)の利用規約やホームページ上の注意事項をよく読み、時間に余裕を持って手続きをしてください。
- ◆ けがや障害等により、受験上の配慮を必要とされる方は、必ず、インターネット申込時にその旨を入力してください。
- ◆ 申込みに使用した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

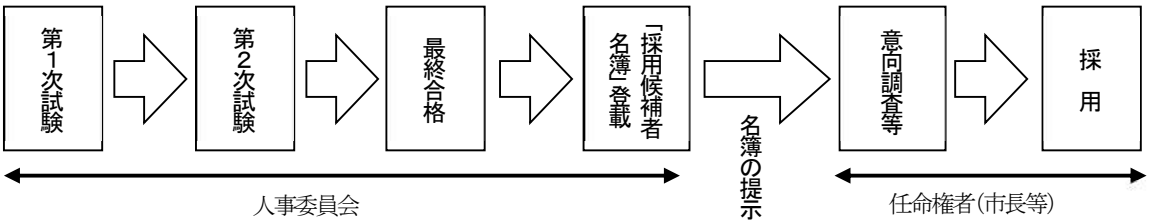
受験申込みから第2次試験までの流れ



7　合格から採用まで

⑴　最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載されます。人事委員会は、任命権者(市長等)からの請求に基づいて成績順に名簿を提示します。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。

⑵　任命権者は、意向調査等を行い、欠員の状況等に応じて順次採用します。なお、採用の時期は、原則として令和9年4月1日(場合によりそれ以前に採用されることもあります。)となります。



⑶　受験資格がない場合や、申込内容に虚偽又は不正があることが判明した場合には、採用を取り消します。

⑷　**(社会人経験者・技術職(建築)のみ)**最終合格発表後、職歴証明書を提出していただきますが、直近10年中、通算5年以上の職務経験期間の証明ができない場合は、採用を取り消します。

⑸　「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。この結果、特定性犯罪事実該当者と判明した場合は、採用後の配置について制限がかかる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

8　給与・勤務条件等

⑴　**給　　与**　令和8年4月1日現在の初任給は、次のとおりです(地域手当含む。)。

【精神保健福祉士、薬剤師】

試験区分		初任給(円)
精神保健福祉士		270, 135
薬剤師	大学6卒	283, 130

【社会人経験者　技術職(建築)】

(例)22歳で大学卒業後、民間企業等で正社員として勤務した場合

年齢	民間企業等職務経験年数	初任給(円)
31歳	9年	304, 290
40歳	18年	359, 720

◆初任給は、民間企業等における職務経験年数等に応じ、一定の基準に基づいて支給されます。
◆このほかに、諸手当(通勤、扶養、住居、期末・勤勉、特殊勤務手当等)が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

⑵　**勤務時間**　原則として月曜日～金曜日　午前8時30分～午後5時15分

⑶　**休　　日**　日曜日、土曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

⑷　**休　　暇**　年間20日の年次有給休暇(4月採用者は当該年は15日)、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇等があります。

⑸　**そ の 他**　ア　配属先によっては、勤務時間、休日が異なる場合があります。
イ　給与、勤務時間等は、条例等の改正(給与改定等)により、変更(減額を含む。)される場合があります。

９　その他（第2次試験について）

⑴ 試験当日の持ち物は、第1次試験の合格発表時にお知らせしますのでご確認ください。

⑵ 指定の時刻までに必ず集合してください。なお、**集合時刻に遅れた場合は、原則として受験できません。**当日は、時間に余裕を持って来場してください。また、当日の交通機関の遅延等に備え、代替経路等を事前に確認しておいてください。

⑶ 試験会場の下見はできません。また、**会場に電話等で直接問合せることは禁止します**ので、人事委員会事務局（電話 048-829-1778）へ問合せください。

⑷ 駐車場は用意していません。自家用車での来場は禁止します。また、**試験会場周辺の路上や商業施設等への無断駐車は、厳に慎んでください。**なお、自転車、自動二輪で来場する場合は、必ず指定された場所に駐輪してください。

⑸ 試験中の携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の電子機器の使用（時計、カメラ、録音機としての使用を含む。）は固く禁止します。**試験中に電源が切られていない場合は、以後の受験を停止し、失格とする場合があります。**

⑹ 試験会場は**終日禁煙**です。

⑺ **試験会場の指定はできません。**

日本国籍を有しない職員の担当業務について

「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づき、本市では日本国籍を有しない職員は次の⑴に該当する業務及び⑵に該当する職に就くことはできません。また、昇任についての考え方は⑶のとおりです。

⑴ 「公権力の行使」に該当する業務

「公権力の行使」に該当する業務は次のとおりです。

・市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務　・市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務

・市民に対して強制力をもって執行する業務　・その他公権力の行使に該当する業務

⑵ 「公の意思形成への参画」に該当する職

「公の意思形成への参画」に該当する職とは、本市の行政について企画・立案・決定等に関与する職であり、 具体的には、

①「さいたま市事務専決規程」等に定める専決又は代決をすることができる課長以上の職

②本市の基本施策の決定等（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる職が該当します。

⑶ 昇任について

日本国籍を有しない職員についても「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

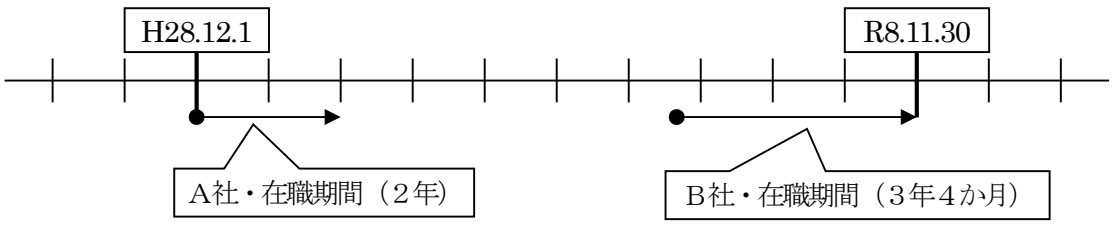
ＦＡＱ（社会人経験者　技術職（建築））

Q.「直近１０年中に通算５年以上の職務経験」とはどのような場合が該当しますか？

直近１０年中とは、平成２８年１２月１日から令和８年１１月３０日までをいいます。

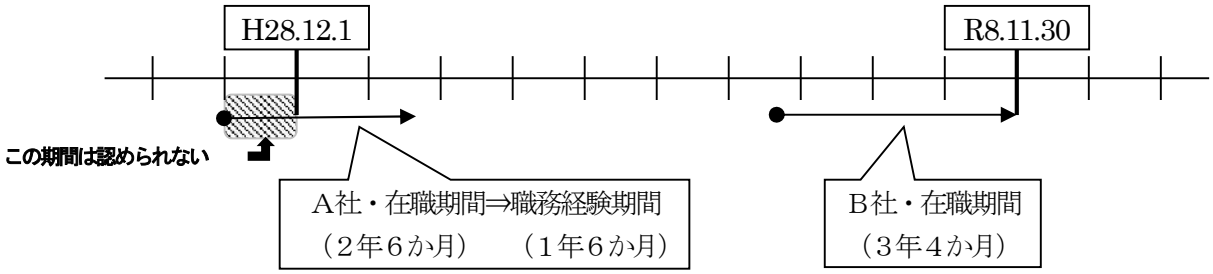
【例１】認められるケース

下図のように、直近１０年中の勤務状況が、Ａ社で在職期間が２年、Ｂ社で在職期間が３年４か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して５年４か月となるので、「５年以上」という要件を満たします。ただし、休職等で会社を休んでいた期間は、職務経験期間から除きます。また、勤続１年未満の職務経験は、職務経験の期間として通算できません。



【例２】認められないケース

下図のように、これまでの勤務状況が、Ａ社で在職期間が２年６か月（うち直近１０年間中の期間は１年６か月）、Ｂ社で在職期間が３年４か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して４年１０か月となり、「５年以上」という要件を満たさないことになります。



Q．週の勤務日数が３日や４日の場合がありますが、職務経験期間は通算できますか？

Ａ．就業規則等に定められた正規の勤務時間が週当たり２０時間以上であれば、職務経験期間として通算できます。

Q．就業規則や雇用契約書類には週当たりの勤務時間数が記載されていませんが、どのように判断すればいいですか？

Ａ．１日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、１年を５２週として下記の計算方法で週当たりの勤務時間数を算出します。

【計算方法】１日当たりの勤務時間数　×　年間勤務日数　÷　５２週（小数点以下第一位を四捨五入）

【例】１日当たり７時間４５分勤務、１月当たり１２日勤務の場合

７時間４５分×１２日×１２か月÷５２週＝２１．４６１５…時間

⇒小数点以下第一位を四捨五入により、２１時間

⇒週当たりの勤務時間が２０時間以上のため、職務経験期間に通算できます。

Q．勤務時間数が１月当たりで定められている場合、どのように判断すればいいですか？

Ａ．１年を５２週として下記の計算方法で週当たりの勤務時間数を算出します。

【計算方法】１月当たりの勤務時間数　×　１２か月　÷　５２週（小数点以下第一位を四捨五入）

【例】１月当たり８７時間勤務の場合

８７時間×１２か月÷５２週＝２０．０７６９…時間

⇒小数点以下第一位を四捨五入により、２０時間

⇒週当たりの勤務時間が２０時間以上のため、職務経験期間に通算できます。

Q．派遣社員の職務経験期間は通算できますか？

Ａ．派遣先として同じ事業所に継続して１年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。ただし、派遣先の事業所ごとの勤務期間が１年未満の期間は、実働期間が継続していても職務経験期間として含めることができません。

Q．入社時は非常勤として採用され、その後同社に常勤の正社員として採用された場合、職務経験期間は通算できますか？

Ａ．雇用形態を問わず、勤務時間が週当たり２０時間以上であれば職務経験期間として通算できます。

Q．勤務していた会社が倒産し、勤務証明等が提出できない場合どうしたらいいですか？

Ａ．勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用保険受給資格証明書等、職歴が証明できる書類を最終合格発表後に提出していただきます。

過去の実施結果

▶ ホームページ掲載の実施状況・結果を確認してください。

（トップページ ＞ 採用試験について ＞ 実施状況）

さいたま市 CS90+ 運動

もっと身近に、
もっとしあわせに

採用試験に関する問合せ・相談窓口

さいたま市人事委員会事務局任用調査課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6－4－4

電話 048-829-1778　FAX 048-829-1963

e-mail:ninyo-chosa@city.saitama.lg.jp

採用試験情報

ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/saiyou/index.html

X（旧 Twitter） https://x.com/Saitama_saiyou

ホームページ　　X

※e-mail で問合せの際は、氏名と電話番号をお知らせください。（内容によっては、電話で回答させていただく場合があります。）